

令和3年8月3日

## 石川県建設工事請負業者の指名停止について

### 1 指名停止業者名及び住所

株式会社 谷内組 金沢市割出町264-4

### 2 指名停止期間

令和3年8月3日 から 令和4年2月2日まで (6箇月)

### 3 指名停止事由

金沢市が令和2年6月に開札した「にし茶屋街緑地整備工事」の一般競争入札において、最低制限価格を漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで、市営繕課職員及び落札者である(株)谷内組の元取締役が令和3年7月30日に逮捕された。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第11号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 11 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第13号に掲げる場合を除く。)	
ア 代表役員等	3箇月以上 12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	2箇月以上 12箇月以内

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 大野  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712